

新百合山手で行った植樹イベント



資料 1 新百合山手公園管理運営協議会の活動について





①会の概要

新百合山手公園管理運営協議会（通称：新百合山手グリーンフレンズ）は、万福寺土地区画整理事業の理念のひとつである「緑の保全・継承・創出と維持管理」を受け継ぎ、新百合山手地区内に位置する「万福寺さとやま公園」「万福寺おやしる公園」「万福寺もりの丘公園」「古沢こもれびの杜緑地」「万福寺ふるさと緑地」を地域コミュニティの場として活用し、ボランティアと行政の協働作業によって維持管理及び運営を行うことを目的として、平成19年10月27日に設立されたボランティア組織です。

新百合山手公園管理運営協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は新百合山手公園管理運営協議会と称し、事務所は新百合山手内、万福寺会館に置く。

(目的)

第2条 この会は、万福寺土地区画整理事業の理念のひとつである「緑の保全・継承・創出と維持管理」を受け継ぎ、新百合山手地区内に位置する「万福寺さとやま公園」「万福寺おやしる公園」「万福寺もりの丘公園」「古沢こもれびの杜緑地」「万福寺ふるさと緑地」を地域コミュニティの場として活用し、市民と行政の協働作業によって維持管理及び運営を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、新百合山手地区管理運営マニュアルに基づき、次の活動を行うものとする。

- (1) 除草、清掃等の美化活動に関する事。
- (2) 樹木の剪定作業（高木の下枝落とし、低木の刈り込み等）に関する事。
- (3) 花壇の維持管理に関する事。
- (4) 遊具の破損箇所等の連絡に関する事。
- (5) 公園利用者への適正利用の周知に関する事。
- (6) 利用調整（業としての公園内行為の許可などは除く。）に関する事。
- (7) 事故時における公園事務所への報告に関する事。
- (8) 活動状況等の報告に関する事。
- (9) その他管理運営に関する事。

(会の構成)

第4条 この協議会の会員は、公園利用者、緑の管理ボランティア、町内会、自治会、商店会、新百合山手街管理組合等によって組織するものとする。

2 前項の協議会会員のほか、協議会の目的や規約に賛同、遵守する専門家・学識経験者を顧問として配置することができる。ただし、配置する場合は、役員会の承認を必要とする。



(役員)

第5条 この会を運営するため、次の役員を置き役員会を構成する。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 会計監査 | 2名 |
| (5) 班長 | 10名以内 |

(役員を選任及び任期)

第6条 会長は、協議会会員の互選により選挙にて定め、役員は協議会会員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

2 役員は、任期は、原則として4月1日から翌年度末の2年間とする。ただし、協議会結成時は「新百合山手公園管理運営協議会結成届」を市長に提出した時点から翌年度末とする。

3 解任又は辞任した役員の補欠として指名された役員の任期は、前役員の残任期間とする。

4 役員は再任されることができる。

(役員は再任されることができる。)

第7条 会長は、会務を総括し、会を代表する。

2 会長は、協議会会員がこの協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき、役員会に諮り、退会を命ずることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会計は、協議会の経理を担当し、会計監査は、会計を監査する。

5 班長は、各公園の管理運営を総括し、管理運営の状況を役員会に報告する。

(事務局)

第8条 協議会の運営に関する円滑な事務を行うために、必要に応じて事務局を配置できるものとする。

2 事務局は、協議会の目的や規約を理解し、遵守すると共に円滑な協議会の運営に努めるものとし、配置する場合は、役員会の承認を必要とする。

(会議)

第9条 会は、総会及び役員会により構成され、会長が招集し、その議長となる。

2 会長の任期満了時には総会を行い、選挙を行う。

(経費)

第10条 この会の経費は、市からの報奨金等を持って充てる。

2 この会の会計年度は、4月1日から当該年度末までとする。

(会則の変更)

第11条 会則の変更は、総会の議を経て決定するものとする。

付則 この会則は平成19年10月27日から施行する。



②会の活動

新百合山手公園管理運営協議会は、年3回程度の会全体による管理作業、専門家による緑の講座、緑を通したコミュニティイベント、各会員による日常のゴミ拾いや除草作業など様々な活動を展開しています。

今後、継続的に活動する指針として、主な全体年間活動モデル(例)を以下に記します。

■主な全体年間活動モデル(例)

時期	作業内容
4月下旬～5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・除草、ゴミ拾い ・花植え(万福寺さとやま公園、万福寺おやしる公園の花壇) ・花の種まき(万福寺ふるさと緑地) ・イベント(竹の子取り) など
7月中旬～7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・除草、ゴミ拾い ・花の管理 など
10月下旬～11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・除草、ゴミ拾い ・コミュニティイベント開催※2 など

※1 本モデル(例)は年3回を基本に作成していますが、公園・緑地の状況等を勘案し、協議会の意思決定により「作業時期」、「年間活動回数」、「作業内容」を適宜変更することも可能です。

※2 コミュニティイベントの開催は、必要に応じて行っていきます。開催内容は協議会で検討します。

※3 各会員が行っている日常の活動は、このモデル(例)には含まれておりません。

■活動状況(入会案内及び会報)

新百合山手の公園・緑地を一緒に育てていきませんか?

「新百合山手」は、万福寺土地区画整理によって整備された新しい街です。「新百合山手」には、以前からこの地にお住まいだった方々とともに生きてきた、豊かな里山の継承を目的とした緑が数多く保全・整備されています。そのような緑はこれから先、いつまでも新しい街の風景であり続ける必要があります。

この緑の豊穡が、新百合山手にある5つの大きな公園・緑地です。新百合山手公園管理運営協議会は、この5つの公園・緑地の維持・管理を川崎市と協働で行うこと、維持・管理の作業から生まれるコミュニティの醸成を目的として平成19年10月に発足されました。

協議会では年3回程度、清掃や草刈りなどによる緑の維持管理を行うとともに、専門家による緑の講座・緑とおしたコミュニティイベントなどの開催を予定しております。そして、これらにより地域や緑をもっと身近に感じていただき、地域の方々をもっと身近に感じていただければと思っております。

新百合山手公園管理運営協議会の活動に、是非ご参加ください。

お問い合わせ先:
新百合山手公園管理組合協議会 事務局
新百合山手街管理組合 (担当: 坂山)
 〒215-0004
 川崎市麻生区万福寺351-1 万福寺会館
 TEL:044-969-7179 FAX:044-966-2212
 メールアドレス: shinryu@yamate.ocn.ne.jp

新百合山手公園管理運営協議会会報

【第五号】
平成27年5月14日発行

新百合山手公園管理運営協議会会報

第五号

新百合山手公園管理運営協議会会報

第五号

新百合山手公園管理運営協議会会報

第五号



③活動状況

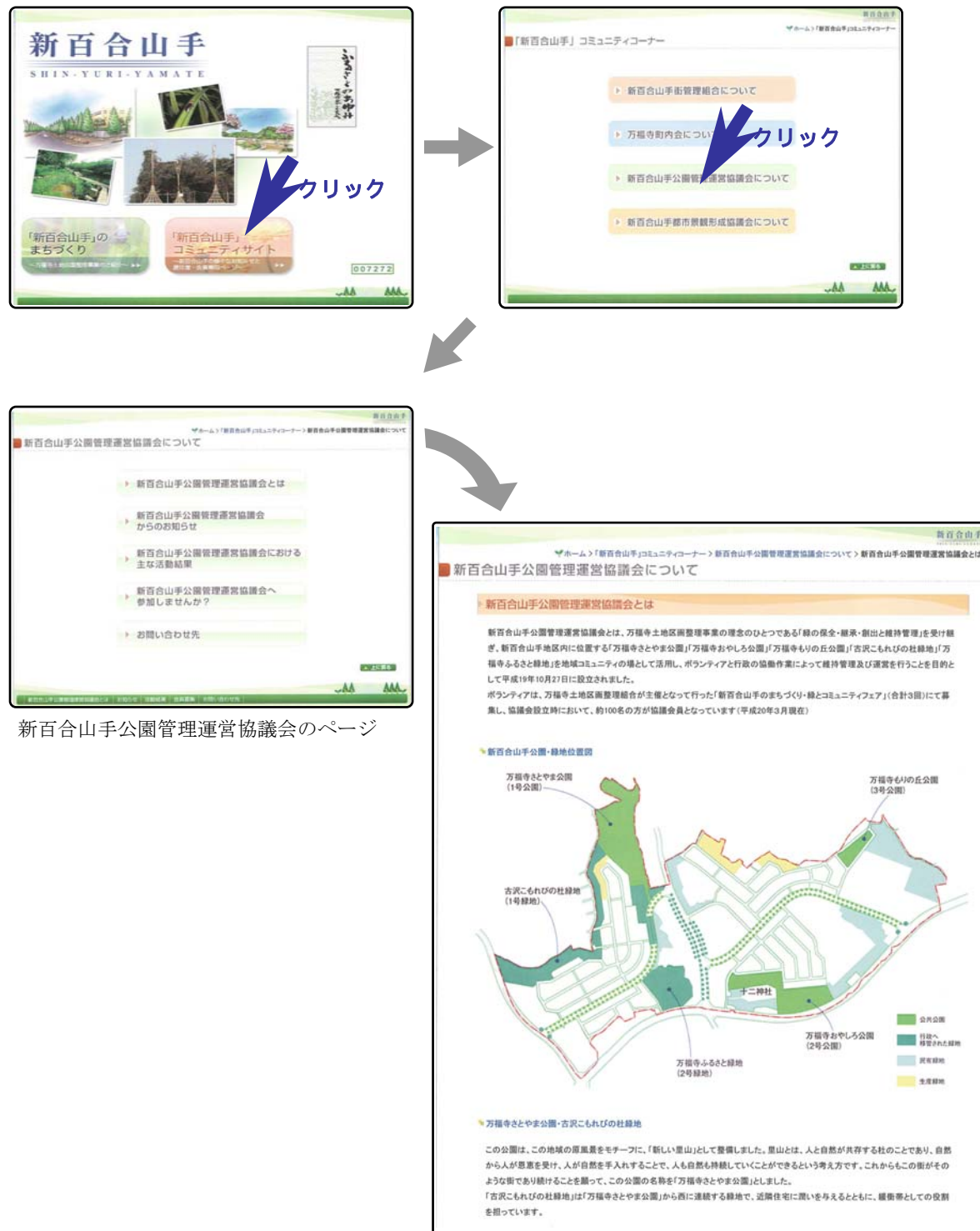




⑤ web サイト

新百合山手公園管理協議会では、活動内容を広く紹介するとともに、会員への掲示板として新百合山手のコミュニティサイトの中に専用ページを設け、協議会の紹介、活動する公園の概要、会員へのお知らせや活動結果、会員の募集などを掲載しています。

検索“新百合山手”もしくは URL “<http://shinyuriyamate.com/>”



新百合山手公園管理運営協議会のページ



資料2 万福寺土地区画整理事業について

全図 (新百合山手)



万福寺土地区画整理事業のあらまし

■事業概要

事業の名称	万福寺土地区画整理事業	
施行者の名称	万福寺土地区画整理組合	
組員数	167名 (組合解散時点)	
施行地区の面積	約37ha	
事業施行期間	平成12年9月7日 (組合設立認可日) ~ 平成20年9月30日	
計画人口	約7,700人	
総事業費	約287億円	
計画施設	戸建住宅	約700戸 (予定)
	集合住宅	約1,500戸 (予定)
	その他	商業・業務施設、公益施設 (郵便局など)、複合文化施設 (アートセンターなど)

■土地の種目別施工前後対照表

	施行前 (㎡)	施行後 (㎡)
道路	11,925.00	65,196.92
水路	3,015.13	3,000.00
公園緑地	—	47,020.00
宅地その他	354,503.69	254,226.90
計	369,443.82	369,443.82

■事業スケジュール

平成2年6月2日	準備委員会発足
平成6年5月25日	区域公告
平成11年3月10日	環境アセスメント審査書の公表
平成12年9月7日	組合設立認可
平成12年9月30日	設立総会
平成13年4月20日	起工式
平成14年6月3日	地区計画告示
平成14年6月3日	用途地域・高度地区指定変更
平成15年12月1日	仮換地指定
平成17年3月18日	地区計画変更
平成18年3月23日	事業計画変更
平成18年5月8日	仮換地指定
平成19年12月3日	換地処分
平成20年9月30日	組合解散

施工状況



完成

